

平成30年度 山梨県森林審議会（第2回）会議録

1 日 時：平成30年11月14日（水）午後1時30分～3時50分

2 場 所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）：

（委員）天野 公夫、木村 靖郎、草野 香寿恵、神宮寺 守、辻 一幸、日向 治子、古屋 利枝、若尾 直子、若狭 美穂子、若林 一明、渡邊 雄司

（事務局）林務長、森林環境部次長、森林環境部技監、森林環境総務課長、みどり自然課長、森林整備課長、林業振興課長、県有林課長、治山林道課長、中北林務環境事務所長、峡東林務環境事務所長、峡南林務環境事務所長、富士・東部林務環境事務所次長、森林総合研究所長、森林環境総務課森林企画監、みどり自然課課長補佐、森林整備課課長補佐、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐（4名）、森林整備課員（4名）

4 傍聴者の数： 3人

5 会議次第：

（1）開会

（2）森林審議会委員 任命書交付

（3）森林環境部 林務長あいさつ

（4）職員紹介

（5）森林審議会委員自己紹介

（6）森林審議会会長及び会長代行の選出

（7）森林審議会会長あいさつ

（8）議事録署名委員の指名

（9）森林保全部会部会長及び森林保全部会委員の指名

（10）議事

（11）閉会

6 議事に付した案件：

（1）審議事項

- ・山梨東部地域森林計画の樹立について【公開】
- ・富士川上流地域森林計画の変更について【公開】

（2）報告事項

- ・やまなし森林・林業振興ビジョンの進捗状況について【公開】
- ・山梨県緑化計画の中間見直しについて【公開】

7 議事の概要

司会（深水 森林整備課課長補佐）：

それでは定刻となりました。委員の皆様には大変お忙しいところ森林審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、司会進行を務めます森林整備課の深水と申します。よろしく願致します。

まず、審議会に先立ちまして、この度森林審議会委員となられます皆様に任命書を交付させていただきます。任命書につきましては、皆様の机の上に配布してございますので、御査収の程よろしく願致します。

それでは、本日の資料の確認をお願い致します。（配布資料確認）

続きまして、森林審議会の設置根拠につきましては、森林法第68条第1項の規定によりまして、都道府県に都道府県森林審議会を置くこととしています。審議会への諮問事項につきましては参考資料9ページの通りでございます。

それでは、ただ今から、平成30年度第2回山梨県森林審議会を開催致します。

始めに、森林審議会の成立につきましては、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当審議会の委員数は15名で、本日は11名の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、本日審議会が成立していることを御報告致します。

なお、森林審議会の審議は公開となっております。後日、県庁ホームページより議事録の閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」によりまして、審議会の審議が傍聴可能となっております。本日も傍聴席を用意してございます。

それでは、次第に従いまして、島田林務長より挨拶を申し上げます。

島田 林務長：

（あいさつ）

司会：

ありがとうございました。続きまして、本日は委員改選後の第1回目の森林審議会となるため、出席している県職員を紹介致します。（所属長以上紹介）

続きまして、初めて顔を合わせる方もいらっしゃるかと思いますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、天野委員の方から順に時計回りで、一言ずつ自己紹介をお願いします。（委員自己紹介）

皆さんどうもありがとうございました。

なお、相馬保政委員、野村千佳子委員、別宮有紀子委員、若林千賀子委員の4名の方につきましては、本日欠席となっております。

次に、森林審議会の新会長及び会長代行を選出したいと思います。会長及び会長代行につきましては、森林法第71条によりまして、委員の互選によることとされております。このことに当たりまして、本日欠席の委員の方々からは、本日の審議会において会長または会長代行の推薦を受けた場合の意向について、事務局の方で事前に確認をしております。

それでは、会長及び会長代行について、委員の皆様より御意見を申し上げます。

委員：

会長につきましては、前期も会長でありました辻委員さんに引き続きお願いしたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

委員：

(拍手)

司会：

委員より御意見をいただきまして、皆様の御賛同を得られたということでよろしいでしょうか。

委員：

(承認)

司会：

それでは、会長は、辻委員に決定致します。続きまして、会長代行について、御意見を申し上げます。

委員：

すみません、差し出がましいようですが、会長代行につきましては相馬委員にお願いするということはいかがでしょうか。

司会：

ただ今、委員から相馬委員にお願いするという意見がありましたが、いかがでしょうか。

委員：

(拍手)

司会：

ありがとうございます。賛同の御意見をいただきましたけれども、相馬委員は本日欠席をしています。事務局の方で相馬委員の意向の方をお願いします。

事務局（森林整備課 野田）：

事務局の森林整備課 野田です。相馬委員からは、会長代行の推薦があった場合は、お引き受けできるとの意向を事前に確認しております。

司会：

それでは相馬委員御本人の承諾もいただいているとのことですので、会長代行は相馬委員と決定をさせていただきます。

それでは、辻会長より一言、御挨拶をお願いします。

辻 会長：

(あいさつ)

司会：

ありがとうございました。続きまして、本日の議事録署名委員について辻会長の方から御指名をお願いします。

辻 会長：

本日の議事録署名委員を会長の方から指名をさせていただきます。古屋委員と若尾委員にお願いしたいと思いますですがよろしいでしょうか。はい、お願い致します。

司会：

ありがとうございます。古屋委員と若尾委員、よろしくをお願いします。

続きまして、新たな任期の森林保全部会部会長及び森林保全部会委員についてであります。事務局より説明をお願いします。

事務局（森林整備課 野田）：

それでは事務局より御説明申し上げます。森林法施行令第7条により、知事は必要と認める場合は、森林審議会に部会を設けることができることになっておりまして、本県では森林保全部会を設置しています。その所掌事務は、林地開発許可に関する事、保安林の指定解除に関する事、松くい虫の被害対策に関する事などです。部会長及び保全部会委員は、会長が指名することとなっておりますので、辻会長から御指名をお願い致します。

辻 会長：

それでは私の方から指名させていただきますので御承認をお願い致します。保全部会委員として木村靖郎委員、別宮有紀子委員、若尾直子委員、若狭美穂子委員、若林一明委員の5人の委員にお願いをしたいと思いますので御了承いただきたいと思います。なお、その中で保全部会長についてですが、若林一明委員に引き続き保全部会の会長を務めていただければありがたいと思いますがいかがでしょうか。よろしくをお願い致します。

司会：

ありがとうございます。それでは皆さんよろしくをお願いします。

それでは、これから議事に入りますが、山梨県森林審議会運営規則第3条によりまして、審議会の議長は会長が当たるということになっておりますので、辻会長に議長をお願いします。よろ

しくお願いします。

議長（社会長）：

それでは議長を務めさせていただきます。地域森林計画の樹立及び変更に関することについては、森林法第6条第3項により、知事が県の森林審議会に意見を聞かなければならないことになっております。これに基づいて知事から諮問のありました、「山梨東部地域森林計画の樹立について」及び「富士川上流地域森林計画の変更について」を、それぞれ関連がありますので一括して審議します。

まず、事務局より説明をお願いします。

増田 森林整備課長：

（資料 1-1「山梨東部地域森林計画の樹立及び富士川上流地域森林計画の変更について」説明）

議長：

事務局の説明が終わりました。それでは、ただ今の説明に基づいて「山梨東部地域森林計画の樹立及び富士川上流地域森林計画の変更について」を一括して質疑を行います。皆様の御覧の内容について御質問や御意見を聞かせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

委員：

3点ほどお尋ねしたいと思います。まず、1点目、スライド18にある「森林の健全化」という言葉があります。その「森林の健全化」というものの定義や、山梨県のイメージがどのようなものなのか、もう少し分かるように教えていただきたいということが1点です。それから2点目はスライド22「治山」というところですが、近年異常気象がとて多いので、北海道や広島や、森林というよりも地質かもしれませんけれども、それで大きな被害が出ています。山梨県も大きな被害が出ないとは限らないのですが、方針の中に「地形が急峻で地質も複雑」というようなことが書かれていますが、この地形が急峻で地質も複雑なところに対して、山梨は森林の占める面積が多いので、ここの「治山」ということに対してどの程度の重要度を持ってどの程度の方向性でやっていくのかというイメージがありましたら教えてください。それから最後3点目は25ページです。「保健機能森林」という部分です。ここが私はとても関心があるところで、「保健機能森林」というもののイメージが、山梨県民だけではなく日本の宝だと思うんですね、保健機能として森林を使うということは、そこにどのような方向性を持って計画ができていくのかというようなイメージがあったら教えていただけるといいなと。この3点を質問致します。

議長：

それでは委員の質問の3点について、それぞれの担当の皆様に順に説明をお願いします。

増田 森林整備課長：

まずは、御質問をいただきました18ページの「森林の健全化」というところの意味、イメージでございますけれども、先ほど御説明しましたように、森林には様々な機能が期待されておしま

す。その期待される機能に応じて、幅があるかとは思いますが、基本的には特に人工林につきましてはしっかり保育がされて適切な本数密度が保たれているといったことや、あるいは公益的機能のところに着目しますと、森林もそうですけども、その下の土壌の部分が、豊かな土壌になっているということ、あるいは昨今は鳥獣害の被害もございますので、そうした被害がなく、守られているといったことが健全というものの共通のイメージと考えております。それから3つ目の質問の25ページ「保健機能森林」でございますが、これは具体的には、各市町村が市町村森林整備計画の中で指定をしていくということですので、各市町村の地域の事情によりいろいろなイメージがあると思えますけども、山梨県におきましては、特にこの山梨東部地域では、やはり世界遺産の富士山など景観が非常に優れたところもありますし、そういった景観を活かした保健機能の向上を図っていくということが想定されるかと思えます。お配りしている資料の1-2計画書の本体の50ページを御覧いただきますと、第5というところの1番ですけれども、「保健機能森林の区域の基準」について(1)～(5)で示しておりますけれども、ここにありますように、例えば、優れた自然美を構成している森林、多様な樹種・林相からなり、明暗、色調変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林、こういったものが、この保健機能森林としてイメージをしているところでございます。

中込 治山林道課長：

2つ目の御質問、22ページの「森林の保全に関する事項(治山)」のところにつきましてお答え申し上げます。委員の方から北海道、広島など大きな山地災害、台風や地震などによりまして大きな被害が出ているということで、本県は「地形が急峻で地質も複雑」という状況の中で、どの程度の重要度で治山を実施をしているのかというお尋ねだったかと思えます。本県の治山につきましては、国の基準に基づき、集落等に近接をした山地で調査をしまして、災害が起こる可能性があるところを山地災害危険地区という地区指定をしております、基本的にその中で防災減災対策ということで事業を実施しております。具体的には本県の山地災害危険地区は4,389地区でございます。山梨県全体でございますけども、その内2,304地区、約66%についてこれまで治山対策を実施をしております。ちなみに全国の平均の着手率といえますか対策率ですけれども、全国で48%ということになっておりまして、本県の治山対策は全国を相当上回っているという状況でございます。そうした中で、残りがまだありますので、それにつきましては山梨県強靱化計画等に基づいて優先度の高い順から順次治山事業を実施をしていくということにしております。

議長：

委員、いいですか。

委員：

はい、ありがとうございます。

鷹野 県有林課長：

先ほどの保健休養利用という中で、県有林の具体的な話を御説明したいと思います。今日のスライドの2ページ目のところに地域森林計画の話があったと思いますが、スライド下側の施策の基本方針、実行計画のところに県有林の管理計画というものがございます。この計画の中に保健休養地帯がありまして、全県的に言いますと38か所3,595ヘクタールを保健休養利用に適した場所ということで県有林の中で指定をしております。今回の東部地区で言いますと、10地区1,180ヘクタールの指定をしております。具体的には森林文化の森に指定している本栖の森や河口の森、あるいは第14回全国育樹祭記念広場、岩殿山など、10か所の区域の指定をしております。県有林の方針としましては、この区域に指定しています県民の森、武田の杜、金川の森という3つの森林公園と、先ほど委員から話が出ましたが、八ヶ岳の森など12の森林文化の森を中心に、保健休養利用など、都市と地域の方たちが交流できるような場の創出に取り組んでいるところでございます。

中込 治山林道課長：

すみません、ちょっと訂正をさせていただきたい。

議長：

はい、どうぞ。答弁して下さい。

中込 治山林道課長：

申し訳ございません。先ほど山地災害危険地区を4,389と申し上げましたが、3,489の間違いでございます。大変失礼を致しました。

議長：

委員、何かありますか。

委員：

ありがとうございました。こうやって具体的に数字も含めて何カ所とか、何カ所のうちの何カ所がもう実施済みだという形で見ると県民としては分かりやすいです。例えば、危険地区に指定されている場所がどこであるのか、先日液化化マップというものも報道を通じて公表されましたけれど、こういった危険地区マップというようなものも、県民のために見える化というか、分かりやすい形で広報するというのも一つ大切なのかなと思いました。そして先ほど分かるためには数字が必要だと思ったんですが、15ページの森林の健全化というようなところでは、何か山梨県としての森林の健全化のガイドラインみたいなものは作っていらっしゃるんですか。

増田 森林整備課長：

健全化のガイドラインですけれども、この資料1-2の25ページからですが、ここでは森林を育てていく上での指針を定めておりまして、この中で例えば林齢が何歳の時にヘクタールあたりの本数が何本ぐらいなのが適当であるかということや、こういった施業を、下刈、つる切、枝打ち

または間伐といったものをいつどのようにしていくのかといったものの指針を示しています。基本的にこうした指針に基づいて森林の施業をしていただくことによって健全な針葉樹人工林ができて上がっていくと考えておりますので、こうしたものを参考にして各森林所有者、林業事業者の方には施業をお願いしているということになります。

議長：

よろしいですか。

委員：

はい。

中込 治山林道課長：

山地災害危険地区に関連を致しまして、それがどこにあるのか見える化が必要ではないかという質問がございました。現在、山地災害危険地区につきましては山梨県のホームページの防災情報のところから「山地災害危険地区」で入っていただくと、全県の山地災害危険地区のエリアを見ることができるようになっているところです。

議長：

はい、よろしいですね。

委員：

はい。

議長：

他の方、質問ございますか。

委員：

2つ質問させていただきたいんですけども、まずスライド14ページの「前計画の実行結果」についてです。その中で、造林面積と林道の開設についての実行歩合が低いんですけども、林道の開設の方は着実に進めるということで、あと造林面積の方なんですけど、こちらの方は木材自体の低価格ということ、あと作業に従事している人、そういうものの影響で進んでいないというような話があったと思うんですけども、あと異常気象ですか、これらについては、従事する人してみると、子供が3人以上いる世帯がたくさんにならないと少子化というのも改善には向かないし、あと海水温度が高くなっている状態だと、これからもやっぱり台風とか大きくなって、災害というものがつきものになってくると思うので、どこか工夫をしていかないとこのパーセンテージが上がっていかないのではないかなと思うんですけども、どのような工夫をされているのかというのが一つと、あともう一つは、スライドの19ページ。この「林道の整備に関する事項」ですけども、これも造林についての質問です。人工造林は伐採を2年以内に行う、あと天然更新は伐採後5年以内ということだったんですけども、この下の表でうち前半5カ年で人工造林が約半分以下

の実行になっている。この辺は2年をすでに経過しているのに半分以下ということは、これに漏れてしまった造林計画のところは今どのような状態なのかというのをお聞きしたいです。

議長：

委員の質問で、その辺のデータの内容についての説明をお願いします。

増田 森林整備課長：

まず、造林の実行計画のところに関しまして、何か対策を打たないとこの人工造林が増えていかないのではないかという質問がございました。先ほど申し上げましたように木材価格の低迷というのが一つ要因としてありますけれども、これは世界的な市場経済の中で価格が決まっておりますので、なかなか行政としてどうこうするというところは難しいところがございます。一方、コストの削減といったところにつきましては、例えば、再造林については今まで伐採した後に間をおいて造林作業をしておりましたので、伐採した後に下草が生えたりして、それをまた伐ったり片付けてから植え付けをしなければいけないということがございましたが、そういったように伐採と造林をばらばらにやるのではなくて、一緒にやることで効率的にできるということでコストを削減するという手法が近年一部で見られております。残念ながら本県では取り組みが緒に就いたばかりでございますが、こういった伐採と造林の一貫作業で低コスト化をするといったような取り組みがあります。あと苗木ですけれども、最近コンテナ苗というものが普及をしておりますので、どういうものかと言いますと、プラスチックの容器の中で苗木を育てたものでございまして、こちらを使いますと、今までの苗木でしたら植える季節が限定をされていたので、さきほど御説明したように一貫作業をするときも時期が限られていたんですけども、このコンテナ苗木を使いますと1年の中でも比較的長い期間植え付けができるということで、これを導入することで植え付けのコストというのも下がっていくということです。こちらも本県ではまだ普及が進んでいませんけれども、全国では徐々に今、広がってきておりますので、こういった取り組みを本県でも普及していくことによりまして、この再造林のコストを低減するという方向の施策を、これから取っていきたいと考えているところでございます。それから19ページの計画量ですが、こちらの方につきましては、伐採量の計画に相当する面積ということでこちらの造林面積を計上させていただいております。主伐が進んでくれば、その後確実に更新するという前提ですけれども、そうするとこれぐらいの量になるという考え方でこの計画を定めているところでございます。

委員：

せっかく表を見て、数字のことをやっているのに、14ページの前計画の表とそれからいろいろ書いてありますけれども、実行歩合ですか、それ見るとかなり真中辺の数字が多いですけども、計画量って計画の5年分だと思いますけれども、あと、表には新しい計画の5年と出ていると思いますが、ちょっと比較すると多くなっているんですね、数字が。例えば人工造林にしてもちょっとずつ数字が多いような気がするんですけども、実行の方は50%前後なので残りのことを入れて数字を作っているということですかね。要するに、10年のうちの5年分のことここに書いてあるんですね。計画の方も例えば両方書いてありますけど、10年とそれから5年と。前の計画が14ページは前計画の5年分が書いてあって、実行はこの5列の枠ではないですが、例えば人工造

林だったら 41%ですから 59%は残っているわけですね。その分を入れ込んだ数字みたいなものになってくるんですか、新しい計画は。

増田 森林整備課長：

まず、計画量ですけれども、基本的に個別属地的に貼り付けて計画をしているというものではなく、先ほど少し御説明しましたけれども、もともと全国森林計画の方で流域計画別に割り当てのようなものがありまして、考え方としては、この計画区内の森林資源量を勘案してそういった数値を作っているということです。

委員：

対応はしていないということですね。

増田 森林整備課長：

そうですね。

委員：

違った、新しい計画だと考えた方がいいんだ。

増田 森林整備課長：

はい。現時点での森林状況を見て。

委員：

新しく見積もってみたいと。

増田 森林整備課長：

そういうことでございます。

委員：

つまらない質問ですけど一つだけ、9 ページ人工林と天然林の面積があるけれど、その他というのは何を指しているんですか。

増田 森林整備課長：

ここはですね、この時点で木が生えてないところが。

委員：

森林じゃないということなんですか。

増田 森林整備課長：

一応森林という位置付けなんですけれども、この時点で例えば、森林の中では標高が高かった

り岩石地の部分で木が生えていない部分が、一応分類上は森林になっているんですけども、木の生えていない部分がありますので、そういったところがこの8%になるということです。

委員：

数字的には小さいのに申し訳ありません。分かりました、ありがとうございます。

委員：

これは質問ではなくて、今のお話を聞いていて思ったんですけども、例えば、これまたおかしなことを言うようですが、少し前に動物園だとか動物の本を何冊か読む機会があって、その中でキリンとかも枝を食べますよね。だけど、意外とナイーブで、例えば伐った時のチェーンソーの油が飛んだだけでも食べないんですって。それを無農薬で作っている業者というのは日本には一つしかなくて、その一つの業者が日本全国の動物園に無農薬の枝とかそのようなものを搬入しているんだそうです。そんな時に例えば、このところで食事が進んでいないとかそのようなところ、そこで山梨も近郊にはサファリパークとか、あと東京とか神奈川などにも大きな動物園がたくさんあるので、そういった動物のエサ用の木ですか、そのようなものなども、例えば NPO 法人のようなところでやりたいというところがあれば、そういうところでやっていただいて、よく福祉と農業の連携ということもよく新聞などにも出ますけれども、そこで大きい木を育てようというわけではないので、福祉と林業の連携ということも考えられるのかなどと、その部分見ながらちょっと思ったものですから。大きな木を育てるのは年月もかかったり予算もかかったりもするけれども、そのようなどちらかというときめ細かい木を使って木を育てたりというのは、むしろそういった福祉との連携みたいなもので適したやり方なのかなと思ったので、今その話を聞いていてそのようなことを感じた、ということをおっしゃっていただきました。

議長：

感想ですね。

委員：

はい。

議長：

よろしいですね。他にいかがでしょうか。

委員：

スライドの方では触れられていなかったんですが、資料の1-2の計画書、39ページの方には少し触れられていたのでそのことについてお聞きしたいと思っております。今年の台風の後の山の状態を見ますと、木が根っこから倒れており、地滑りなどを起こしてはなくても、かなりのところで木が倒れています。そういうものを見ますと、やはりかなりの率で荒廃森林等があって作業もしていかなければならないんでしょうけども、その時に先ほど前計画の説明のところにもマンパワー的な部分の不足というのもありましたけれども、今まさに山梨県内は非常にマンパワーと

いか林業の従事者というのは非常に少ないのではないのかなということを感じております。といっても早急に作業を進めなければならないのかもしれませんが、39 ページに林業に従事する者の養成及び確保に関する方針というのがございますが、現状で県の計画を作るに当たり、そういう新しい人材の育成とか方向性というのがどの程度ビジョンとして捉えられているのか、また、現状では県内にも NPO 法人などで民間で森づくりの作業をしてる方たちがおりますけれども、その方たちとの連携ということは考えておられないのかということについてお聞きしたいと思っております。

山田 林業振興課長：

人材の育成というお話かと思っております。39 ページに書いてあります山梨県林業労働センターは、法律に基づきまして設置している機関になります。こちらで、県内外で開催されるガイダンスであるとか就業相談などに赴きながら人材の確保を進めている状況です。また、国勢調査ベースですが、現在、県内に林業就業者といわれる方が 960 人おりますが、従事している方たちの高齢化率を見ますと、65 歳以上の方が 21% くらいを占めているという状況で、一般的な産業に比べると非常に高齢化が進んでしまっている状況です。このような中で、平均すると毎年 50 人前後の方が新たに就業している状況です。そういう人たちの研修なども、この林業労働センターなどが中心になって実施し、人材の育成を進めています。それと、NPO との連携というお話がありましたが、なかなかすぐ連携というのは難しいかというところがございます。県では、例えば木の駅プロジェクトという、木質バイオマス燃料となる未利用材を、地元の温泉施設等の燃料として使うために地元の方たちが運んでくるという取り組みも進めており、そこに NPO の方たちも参加しながら進めていくという支援もあります。完全に連携というまでにはまだ至っていない部分もありますが、そういう形で少しずつ連携を進めていきたいと思っております。

村山 みどり自然課長：

企業とか団体とか NPO の関係の形で、いろんな方々が関わる森づくりを進めるために、森づくりコミッションというものを、企業の団体や NPO 等と一緒にあって団体を作っています。緑化推進機構の中にございますが、その中で大きな取り組みとすると企業・団体の森づくりをサポートしております。いろいろな企業や団体がこういう森林、こういうものをこういう地域でこんな作業をしたいといういろいろなニーズがございます。それをこのコミッションの方にあげていただいて、相談、用具・場所・適地を探すことから、作業の内容等を、場合によっては資材の貸出などを行って、企業・団体等、民有林や森林所有者等の仲立ちをして、企業・団体による森づくりを進めている組織でございます。また後で緑化計画のところに出てくるのですが、今現在 68 か所を進めております。

委員：

ありがとうございました。ここと関係ないかもしれませんが、お聞きできればと思っておりますが、人材育成に関して、例えば静岡県の方でも、林業に新たに従事された方達へ、年間を通して段階的にある程度の補助を出しながら自立を促すという制度があるのを聞いたことがあるんですが、山梨県では年間 50 名くらいの方達が新しく従事しているということですが、そういった補助などは今あるのか、それだけ最後にお聞きしたいです。

山田 林業振興課長：

本県におきましても、静岡の制度と全く一緒なのは分かりませんが、新規就業者に対する補助制度はあります。

委員：

ありがとうございました。

議長：

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員：

すみません、18 ページですけども、森林の整備に関する伐採の方針があるんですけども、路網整備や施業集約化を推進し、主伐や利用間伐による木材生産を促進する中で、間伐が 10 年間で 114 万 3,000 立方になっているんですけども、その間伐は切り捨てですか、それとも、搬出間伐と、どのような割合で考えているのかお聞きしたいということと、あと東部地域で路網の話がいろいろ出ていたんですけど、実際、市町村で林道開設などをやっている実例があるかどうかということ。それから 3 つ目に、資料の方で公的関与による森林整備とあるんですけど、前に聞いたと思うんですが、ぜひこの辺をしっかりと指導の方をお願いしたいということで、私も林業地域にいますが、役場はあまり充実してないような状況があるものですから、ぜひお願いしたいと思います。

増田 森林整備課長：

間伐の計画量につきましては、この資料の計画数量の中には搬出の分も切り捨ての分も両方入った合計という考え方で計上してございます。

中込 治山林道課長：

市町村で林道開設の実例ということですけども、東部の計画区では今はないですけども、早川町で戸屋林道という林道を開設をしているところであります。東部の計画区の中では今、広域な基幹林道を山梨県が代行して林道を開設するという事業を主にやっております、これは市町村営林道として山梨県が作りますが、完成すると市町村営林道として引き渡しをさせていただいております、引き渡した後につきましては市町村が維持管理をしていただくという状況になっているところであります。

増田 森林整備課長：

公的な森林整備をしっかりとってほしいという御質問につきましては、現在も市町村が実施する森林整備等に補助をしているところでございますが、来年度からは、先ほど御説明しましたけれども、新たな森林経営管理制度の運用が開始されるということで、この制度におきましては森林所有者から市町村が経営管理を受託しまして、国の森林環境譲与税を使いながら間伐等を実施し

ていくということになってございますので、こちらの制度がしっかり回って公的な森林整備、森林管理が進んでいくように取り組んでいきたいと考えております。

委員：

スライド 22 の森林の保全に関する、という事項のところの質問なんですけれども、流木災害をなくすための流木捕捉のダムというのはどういうダムで、県内にはどれくらい設置されているものなんですか。

中込 治山林道課長：

流木捕捉式治山ダムのイメージですけれども、通常皆さん見られるコンクリートのダムの形をしているんですけれども、真中に串が刺さっている。

委員：

砂防ダムとはまた違う？

中込 治山林道課長：

砂防ダムとはちょっと違うんですけれども、串が上から流れてきた長い木を引っかけて止める、というのが流木捕捉式治山ダムのイメージになります。

委員：

いろいろ災害のテレビで見ていると大体ダムに上がって集まってくるんですよね。日本もそうですし、小さい国もなにかの映像で見ると、それがまた海に流れると、また海に流すときにはオープン、そうなっていくと2次災害は出ませんよね。じゃあ結構溜まるものということ？、止められるものですか。

中込 治山林道課長：

はい、それは止められます。ただし止まってそれを取らなければならないので、ずっと放置しておくわけにはいかないということがあります。

委員：

ではかなりの数が県内にあるということですか。

中込 治山林道課長：

数とすれば、これまで過去に 23 基ほどやっております、これから、九州北部災害を踏まえた中で、必要なところには重点的にやっていこうということを考えているところであります。

議長：

それでは、「山梨東部地域森林計画の樹立について」及び「富士川上流地域森林計画の変更について」の2点について、皆さんからたくさんの質問や御意見が出たわけでありましてけれども、

時間も大分経っていますので、とりあえず質疑応答を終わらせていただいでよろしいでしょうか。それではこれで終わらせていただきます。たくさんの御意見ありがとうございました。「山梨東部地域森林計画」ならびに「富士川上流地域森林計画の変更計画」の作成を事務局でお願いします。

それでは次に移ります。報告事項になりますが、「やまなし森林・林業振興ビジョンの進捗状況について」を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

保坂 森林環境総務課長：

(資料2「やまなし森林・林業振興ビジョンの進捗状況について」説明)

議長：

振興ビジョン3年目の内容ですけれども、これについて御質問、御意見がありましたらどうぞ。

委員：

最後の方でおっしゃった大月の大型バイオマス発電所はいつごろ稼働しますか。

山田 林業振興課長：

本来であると8月ごろスタートするという予定でしたが、不具合があったということで、その修理、調整をしているところで、修理が終わり試運転を1か月くらいして進めたいということなので、早ければ今月末か来月頭くらいにはスタートするのではないかと。ただ、そこは試運転をした状況によるとは聞いています。

委員：

木質バイオマスとは関係なく、木材生産量の関係で、この前の審議会でも発言のありました大型の合板工場はいつごろできるのですか。

山田 林業振興課長：

大型合板工場につきましては、今整備をしているところで、計画ですと、今年度中に整備が完了し、来年度に動き出すという予定であります。

委員：

分かりました。

委員：

私、これが初めてなので、今までの経緯が分からないので教えていただきたいんですけども、先ほどから大型バイオマスの発電の稼働が遅れたというところが出てきて、そのため進捗状況が下回ったとあるんですが、この大型バイオマスの発電所の熱というか、もちろん県内の全てのことになると思うんですけども、これはどれくらいの熱量になって、このA3資料の2枚目を見ると、地産地消を推進していくことはもちろんいいことであって、地域間の連携の強化のところを

見ると、大型のバイオマスというのはどのように地域につながっていく、という可能性があるのか教えていただきたいと思います。これまでの流れがあったと思うんですけども、よろしくお願ひします。

山田 林業振興課長：

大型のバイオマス発電につきましては、直接地域につながるというものではない部分がございますが、今回、大月でもうすぐ稼働しますバイオマス発電所につきましては、報告書によりますと、県内の未利用材を2万4,000立方メートルほど使用する計画となっておりますので、そういった部分では地元の木が使われるということにはなるのではないかと考えています。

委員：

それはもちろんそうだと思うんですが、大型というところがとても気になって、エネルギーをどこにもっていくのかという長期的な目で見ると、山梨県の森林計画に基づいて木を植えていくんでしょうけれど、この辺が地域の地産地消という面ではちょっと気になるなと思ったところです。

山田 林業振興課長：

地産地消としては、もっと身近な木質バイオマスボイラーの燃料などを基本的には考えています。この大型のバイオマス工場に関しましては、FIT認定を受けてやっているものですから、非常に大きな規模になっているというのが、違う部分かと思ひます。

委員：

そうですね。当然企業としてやるわけですからね。分かっております。

委員：

さっきからも出ていますように、木は成熟してきまして、大型の合板工場へ運ばれると。そういう（木材の）売り先は見つかったと。そのコストの削減のためには路網の整備が極めて重要と思ひれます。それで、このビジョンにつきましてもさっきの計画にしましても、10か年のスパンです。これは行きつく先は何を目指しているのか。路網密度はヘクタールあたり何メートルを目指しているのか、それにはおそらく何年かかる、そういう長期の見通しがありますか。もう一つは新規の就業者ですが、新規の就業者の数が毎年54人と増えていけばたちまち倍になりそうな感じですが、実は辞めている人がいますね。そちらの方も教えていただきたい。この二つです。

中込 治山林道課長：

路網の整備でございますけれども、やまなし森林・林業振興ビジョンにつきまして、関連キーワードの題のところの2番の木材生産量と3番の林内路網の整備の延長は、密接に関係しておりまして、平成36年度のビジョンでは、平成36年度の木材生産量33万5千立方メートルという目標をもっておりまして、それを達成するために林内路網の整備延長が目標値4,766kmとなっております。これを基準値と比較すると、プラス283km増をさせるということで計画を

してありまして、それに向けて整備をしております。もう一点質問があったかと思えますけれども、これから林内路網整備に当たっては、人工林資源が充実した区域に関して、生産強化基盤区域というものに指定をした中で、その中で林道整備を重点的に整備をしていこうということで林道整備を実施しているところでございます。

議長：

就業者を。

山田 林業振興課長：

就業者の関係ですが、定着率については、過去3年間を見たとき、1年目の定着率は82%、2年目になると70%まで落ちてしまっており、3年目になると44%まで落ちているというような状況でございます。その3年間の平均を出しますと、142人の方が3年間に就業しまして、3年後に94名の方が就業しているという状況でございます。

委員：

最初の話は、結局山梨県では、林道密度、路網密度ですね、これはどれぐらいあればいいのか。それを目指しているんだと、予算との関係があるからちょっと延びるかもしれないけど、それだけ必要なんだということが知りたい。だから、さっきの42%ですか、そういう計画は描けるんですよ。描けるけれど、結局実行が伴ってこなければ、あんまり意味がないということでございますので、最終的にはどうあればいい、それをはっきりしてくれば予算の折衝上もいいのではないかと。

中込 治山林道課長：

先ほど申し上げました、やまなし森林・林業振興ビジョンの33万5千立方メートルの達成のための林道密度については、ヘクタール当たり13.9mという計画としてありまして、委員の御質問でございますけれども、将来像とすれば、概ね100年後につきましては、ヘクタール当たり36.8mという計画としているところでございます。

議長：

いいですか。何か意見があれば。

委員：

さっき言わせてもらったばかりで、容易ではないと思えますけれども、是非、コスト削減のために必要です。もしなにかありましたら、今日の審議会でもそのような意見があったということをして是非財政当局などに言っていただきたい。結局(計画を)作りましても、42%済んで返ってくるのでいいんだろうということでは、ちょっと寂しい。さっきも言いましたように売り先はだいたい見つかったからいいんですね。次は、いかに安く買わないといけないか、それはコストなんです。そのひとつとして路網は非常に大事だということでございます。私の要望でございますが、是非よろしくお願ひしたい。

それと新規の就業者は定着率ではなくて、50人ずつ増えていけば、2年で、100人。訳なく今なら1,000人を超してしまいますよね。ところが老齢で辞める人もいるということなんですよ。実質そんなに増えていない。そこを言わなければ、増えているような錯覚を覚えさせる感じがしたので言ったんです。だから、定着率ではありません。

山田 林業振興課長：

すみませんでした。実際には、委員がおっしゃるように辞めていく方も相当います。それに、就業しているけれども辞めてしまう方もいます。その辺を加味する中で、目標として出している数字が54人ということになっており、最終的には、何人必要かと試算する中での数字というものになります。

委員：

これは、トータルから差引でこれだけ増えているということですか。

山田 林業振興課長：

新たに就労した方が、54人です。

委員：

辞めていく方もいるでしょう。それを言わないと増える一方。その説明を言っていたらあればありがたかった。そういうことです。

山田 林業振興課長：

わかりました。

議長：

そうですね。減の分も、ということですね。また、林業振興には、路網整備は最優先するべきだということをつくづく早川（町）などでは思うわけです。それは、振興のための第一の課題であるという気もしますので、そういう位置付けもお願いします。

それでは時間も過ぎていきますので、とりあえずビジョンの内容については、今日のところは、これまでにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

次に進みます。「山梨県の緑化計画の中間見直しについて」を議題と致します。説明をお願いします。

村山 みどり自然課長：

（資料3「山梨県の緑化計画の中間見直しについて」説明）

議長：

中間見直しの説明が終わりました。これについて、御意見ございますでしょうか。はい、委員。

委員：

はい、ありがとうございます。細かいこととしては、たぶん皆さんが高所から、また低い目線から作ったことなので、何も言うことはないですけども、目標、中間指標の達成のための計画になってほしくないんですね。全体的なあるべき姿というものがあって、それを達成するために、中間アウトプットとしてこの指標があって、今中間見直しをしているんだというというような視点が、いつも私たち県民に分かるような、そういう広報の仕方をしていただきたいなと思うんです。今年度はこれだけ目標を達成しましたから、一生懸命やっているでしょうということは、分かるんです。分かるんですけど、最終的な山梨県の森林に対する、緑化に対するあるべき姿というのは、こういったものがあるべき姿で、そのために今行っている施策はこういうことで、施策を行うためには、こういう指標が必要だからこういうものをしていて、そして今これだけの達成率を示してるんだよ、もし足りないところがあれば、見直す中で、中間的な見直しの中で加えていくよ、それと、もしくは、これは全体的なあるべき姿のためにそんなに必要なかったかもしれないので、財政的なこともあってこれは取っていくよ、というようなことをいつも私たちに分かるように情報提供していただきたいなあと思います。すごく大ざっぱな感想で申し訳ないんですけど、あるべき姿というのがいつもこうなんだよ、それを達成するためにこうなんだよ、というようなことが、分かるようなロジックモデルにしていただけるとありがたいなあと思います。

議長：

御意見、要望でいいですね。

委員：

はい。

議長：

他にどうでしょう。よろしいでしょうか。

委員：

どんぐりクラブの登録者数というのがあるんですけども、数値だけを達成できただけでなく、実際にどんぐりクラブに登録した人たちがどんなことをしているのか。私たちも子供たちにどんぐりを植えさせましたけれど、やはり持って行って植えるものがあるのか、そのまま実生のままがいいのか分かりませんが、現在どんな、この登録者がどんな活動をしているのか教えていただきたい。

議長：

はい、説明をお願いします。

村山 みどり自然課長：

制度としますと、まずどんぐりを集めて持ってきていただいて登録、となります。持ってきて

いただいたお礼として、ほんとうに小さい低木ではございますが、植栽の木をお渡し致します。集めたドングリについては、県の緑化園で育成して、発芽できたもののうち、ある程度鮮度のいいものについて、学校で植えて活用してもらおうという形を取っております。

委員：

学校の方とは、学校林のどこかにということですか。私も今年ドングリをたくさん水に浸けておいたんですけども、毎日小さい幼虫が出てきてどうしたものかと思っています。

村山 みどり自然課長：

やはりドングリというのは、自然状態でも発芽率がすごく悪いんですよね。私も自分でもいくつかやってみましたが。その中で、緑化園で集めたものは、発芽して、緑化樹として使えるまで大きくなったものは、学校の校庭に植えてもらったり、いろいろな活用をいただいています。29年度では保育園関係が多いですが、小学校にも3校に配付しております。

議長：

よろしいですね。御意見もまだたくさんあるかと思えますけれども、だいぶ時間も経過しております。今日、御質問御意見を述べられなかった方は、次回の第3回の森林審議会に回していただければありがたいと思います。以上をもちまして本日の議事を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

司会：

今日はどうもありがとうございました。今後の予定について御説明を致します。12月20日午後2時より第3回森林審議会を開催します。詳細につきましてはあらためて御連絡致しますので、よろしくお願い致します。

林務長：

(閉会あいさつ)

司会：

それでは、これをもちまして審議会を閉じさせていただきます。今日は、ありがとうございました。

以上